

# 山上憶良の処方箋

## —都市平城の病—

東 茂美

### 1 病という環境

山上憶良がつづった「沈痾自哀文」(巻5八九七の右)は、自らの内部に宿る「沈痾」の症状のみならず、持病の問題をこえて、その病によって脅かされている生命とはいったい何かまでも究明しようとする、長大な論文である。内容の一端はすでに別に述べたが、ここでは、憶良という長患いに苦しむひとりの患者が、平城の街中でいったいどのような施療を受けたのか、その現場に立ち会ってみようとするのがねらいである。

やや長い史料であるが、まず次のような『続日本紀』の三つの記事を読むところから始めたい。

(1)僧尼は、仏道に依りて、神呪を持して溺るる徒を救ひ、湯薬を施して痼病を療すこと、令に聴す。方に今、僧尼輒く病人の家に向ひ、詐りて幻怪の情を禱り、戻りて巫術を執り、逆に吉凶を占ひ、毫釋を恐り脅して、稍く求むること有らむことを致す。道俗別無く、終に奸を生ず。三なり。如し重き病有りて救ふべくは、浄行の者を請し、僧綱に経れ告げて、三綱連署して、期日に赴かしめよ。茲に因りて逗留して日を延ぶること得じ。(養老元年四月二十三日)

(2)内外の文武の百官と天下の百姓と、異端を学び習ひ、幻術を蓄へ積み、壓魅呪咀ひて百物を害ひ傷る者有らば、首は斬、従は流。如し山林に停まり住み、詐りて仏の法を道ひ、自ら教化を作し、伝へ習ひて業を授け、書符を封印し、薬を合せて毒を造り、万方に怪を作し、勅禁に違ひ犯す者有らば、罪亦此くの如くせよ。その妖訛の書は、勅出でて以後五十日の内に首し訖れ。若し限りの内に首さずして後に糺し告げらるる者有らば、首・従を問はず、皆咸く流に配せむ。その糺し告ぐる人には絹三十疋を賞はむ。便ち罪せる家に徴らむ。(天平元年四月二日)

(3)左右京に勅したまはく、「如聞らく、『比来、無智の百姓、巫覡を構合ひて妄に淫祀を崇め、蕪狗の設、符書の類、百方に怪を作して街路に填ち溢る。事に託せて福を求め、還りて厭魅に渉る』ときく。唯朝憲を畏れぬのみに非ず、誠に亦長く妖妄を養はむ。今より以後、厳しく禁断すべし。如し違犯せる者有らば、五位已上は名を録して奏聞し、六位已下は所司科決せよ。但し患有りて禱り祀る者は、京内に在るに非ずは許せ。」とのたまふ。(宝龜十一年十二月十四日)

(1)の記事にいう養老元年(717)といえ、憶良は、伯耆国守として山陽・山陰・南海道の諸国の国守たちとともに、任国の百姓たちをとめない、近江国で「土風歌儺」を奏上した年である。『続紀』には、靈龜元年五月一日、二十五日、二十六日以降、養老三年九月二十二日まで、めずらしく全国の風水害や飢饉、そしてそれにとまなう疫病の記事がなく、この時期はまずまずの国勢であったようである。養老の改元は、靈龜三年の年もおし迫った、十一月十七日の元正天皇の詔による。

(4)詔して曰はく、「朕今年九月を以て、美濃国不破行宮に到る。留連すること数日なり。因て当者郡多度山の美泉を覽て、自ら手面を盥ひしに、皮膚滑らかなるが如し。亦、痛き処を洗ひしに、除き愈えずといふこと無し。朕が躬に在りては、甚だその驗有りき。また、就きて飲み浴る者、或は白髪黒に反り、或は顔髪更に生ひ、或は闇き目明らかなるが如し。自余の痼疾、咸く皆平愈せり。昔聞かく、『後漢の光武の時に、醴泉出でたり。これを飲みし者は、痼疾皆愈えたり』ときく。符瑞書に曰はく、『醴泉は美泉なり。以て老を養ふべし。蓋し水の精なり』といふ。寔に

惟みるに、美泉は即ち大瑞に合へり。朕、庸虚なりと雖も、何ぞ天の呪に違はむ。天下に大赦して、靈龜三年を改めて、養老元年とすべし」とのたまふ。

以上が、万民にあたえた勅の内容。養老への改元が、美濃国当耆郡多度山の美泉という大瑞によるものであるという。<sup>(2)</sup>多度山に湧く靈泉は、飲んだり体に浴びたりすれば老化をふせぎ、とほしい頭髮も黒く豊かになり、目の衰えにも効能があるばかりでなく、飲むことでことごとく病が癒えるというのである。ここでは、たんに地方から奏上された報告ではなしに、元正その人（ここでは患者自身）の実際の体験として、肌の張りやつやを取り戻すことができる美容面のみならず、痛みのある患部が洗淨することで癒えたという証言までも語られている。勅書であり文字どおり最高権力者元正のなまの声だけに、よもや妄言・虚言として一笑に付されしりぞけられることなど、おそらくなかったはずである。ことの真偽はどうであれ、万病に効果がある正真正銘の靈泉出現というアピールであり、改元の契機となっているのは、病がたんに個人の問題だけにとどまらず、じつはそのまま国家の問題でもあるという証しであったからにはほかならない。

上記の(1)に見られるように、養老元年（靈龜三年）四月に僧尼の医療活動を規制しているが、これは「小僧行基、并せて弟子等」の動静が社会問題化してくるなかでの、僧尼の統制と制度のひきしめをねらった施策であろう。僧や尼が仏教の教えにしたがって、「神呪」を持し「湯薬」（万種丸薬散薬湯薬）を調剤して施療することが適法であるとしながらも、彼らの行動がややもすると邪な巫術とまぎれるようなことがあると指摘、統制の最高機関である僧綱（僧正・僧都・律師からなる）の裁可を仰ぐことを、厳しく命じている。なるほど、(2)の天平元年（729）四月二日には、僧尼ではなくとも、「内外の文武の百官」にとどまらず「天下の百姓」にいたるまで、妖しげな施術が蔓延している。首謀者は「斬」罪、従っていた者は流罪、発禁とすべき妖書を書いたものに自首を勧め、密告を勧め、褒賞として与えるものは罪人の家から没収するという。とはいえ、ことが沈静化したとは思われない。

やや時代をくだるが、(3)も大同小異の禁令である。これは京内に限ってみだらな祭祀をおこなうことを禁断するが、「街路に填ち溢る」と現況を嘆きながらも、「但し患有りて禱り祀る者は、京内に在るに非ずは許せ」と但し書きをともなっている。淫祀が社会にあたえる悪影響はじゅうぶん認知していても、そうした僧尼とも巫覡・巫蠱ともつかぬ輩の主祭する猥雑な祭祀の暴走を、もはや一掃することができなかつたのであろう。この但し書きからは、文脈の主張するところとはうらはらに、京城に巫覡・巫蠱の類があふれかえり、非合法の淫祀がはびこり、福を求め施療を求める人びとが集まっていた実態が覗けるように思われる。

僧尼らが病房をもうけ施療に従事するのは、彼らが薬事に関する豊かな知識と技術をもっていたからでもあろうが、仏教の立場からみれば、大乘における利他行、慈悲心の具体的な発露であり布施の実践行であって、その根本的な指導理念となるのは『福田経』や『梵網経』によって弘まった悲田・敬田などの福田思想である。いま、十重戒と四八輕戒を説く鳩摩羅什訳出『梵網経』（梵網経盧舍那仏説菩薩心地戒品）によれば、こうである。

若仏子、一切の疾病の人を見ては、常に応に供養することの仏の如くして異ることなかるべし。

八福田の中には看病福田は第一の福田なり。もし父母・師僧・弟子の、病に疾み、諸根具はず、百種の病苦に悩むときは、皆養ひて差えしむべし。しかるに菩薩、悪心・瞋恨を以て、僧房の中・城邑・曠野・山林・道路の中に至り、病めるをも見ず、救はずんば、<sup>(3)</sup>輕垢罪を犯す。

上記のように、『梵網経』では八福田のうち、<sup>(4)</sup>看病福田がその第一になっているのに注視してよい。ことに「一切の疾病の人」を仏のように供養せよと説くところに、徹底した利他慈愛の実践（利他行）が存在している。天平二年五月十七日、皇后宮職に施薬院がおかれ、「大慈至りて深くして、薬院を

建てて普く濟ふ。弘願潜に運りて、悲田を設けて広く救ふ」(天平宝字二年八月一日の百官上表)としてその偉業をたたえられ「天平応真仁正皇太后」の尊称が奉られた光明子の活動が国家レベルでの医療活動であったとするなら、「小僧」と蔑称され(養老元年四月二十三日)、「法師」と呼ばれ(天平三年八月七日・天平十五年十月十九日)、やがては盧舎那仏の<sup>(5)</sup>建立の中心的人物となって「大僧正」となる(天平十七年一月二十一日)行基のそれは、民間レベルでの活動であった。

天平時代を動かしていく基本的な思想あるいは信仰が、看病福田を第一とする『梵網經』によるのであれば、いきおい病はさまざまなかたちをとって、公的にクローズ・アップされるであろう。一面からいえば、光明の皇后宮職の施薬院とは、国家を維持していくためにありとあらゆる病を蒐集する、利他行の装置としての機能を果たしていたともいえる。施薬院に収容された病人たちは、いわばそれぞれの病を提供することで、国家を維持する重要なはたらきをしていたのである。それは、行基の民間レベルの医療活動も同然で、その活発な活動によって市井の隅々まで最先端の施療が普及し周知となり、それを求める声が大きくなるにしたがって、病は商品としての付加価値をさらに増していったはずである。患者の病を治してやる(つまり病を引き取る)ことが施療者にとって大いに銭になる時代、それが天平時代であった。

『日本靈異記』が語るところをそのまま史実というわけにはいかないものの、たとえば次のような医療行為のくだりがある。ともに部分を引用して一読しておきたい。

・ 摂津国東生郡撫凹の村に、一の富める家長の公有りき。姓名詳かならず。聖武太上天皇のみ世に、彼の家長、漢神の崇に依りて禱し、祀るに七年を限りて、年毎に殺し祀るに牛一かしらを以み、合せて七頭殺し、七年にして祭り畢りき。忽に重症を得たりき。又七年を遡る間に、医薬方療すれども猶し愈まず。卜者を喚び集へて、祓へ祈祷れども、亦弥増に病む。茲に思はく、「我が重き病を得たるは、殺生の業に由るならむ」と。故、病に臥せる年より已来月毎に闕かず、六節に齋戒を受け、放生の業を修し、他の含生の類を殺すを見れば、論はずして贖ひ、又八方に遣はし、生物を買ひて放つ。七年に迄り、命終の時に臨みて、妻子に語りて曰はく、「我が死なむ後に、十九日置きて焼くこと莫れ」といふ。妻子置きて、猶し期りし日を待つ。……

(中巻「漢神の崇に依り牛を殺して祭り、又放生の善を修して、以て現に善悪の報を得し縁第五」)

・ 河内国更荒郡馬甘の里に、富める家有りき。家に女子有りき。大炊の天皇のみ世の天平宝字の三年の己亥の夏の四月に、其の女子、桑に登りて葉を揃きき。時に大きな蛇有り。登れる女の桑に纏りて登る。路を往く人、見て嬢に示す。嬢見て驚き落つ。蛇も亦副ひ墮ち、纏りて婚し、慌れ迷ひて臥しつ。父母見て、薬師を請け召し、嬢と蛇と俱に同じ床に載せて、家に帰り庭に置く。稷の藁三束を焼き(三尺を束に成して三束と為す)。湯に合せ、汁を取ること三斗、煮煎りて二斗と成し、猪の毛十把を剋み末きて汁に合せ、然して嬢の頭足に当てて、概を打ちて懸け釣り、開の口に汁を入れる。汁一斗入る。乃ち蛇放れ往くを殺して棄つ。蛇の子白く凝り、蝦蟆の子の如し。猪の毛、蛇の子の身に立ち、鬩より五升許出づ。口に二斗入るれば、蛇の子皆出づ。迷惑へる嬢、乃ち醒めて言語ふ。二の親の問ふに、答ふらく「我が意夢の如くにありき。今は醒めて本の如し」といふ。薬服是の如し。

(中巻「女人大きな蛇に婚せられ、薬の力に頼りて、命を全くすること得し縁第四十一」)

時は聖武太上天皇の時代、摂津国東生郡撫凹の村の某は、外来の神に崇られたために、これを祭り七年にわたって七頭の牛を生贄にした。その後、急に病になり医者呼び薬を用いたけれども、一向に回復しない。そこで占者呼び集めお祓いをしたものの、それでも快癒せずますます重くなるばかり

り。殺生の因果応報であることを悟り、六斎日に心身を浄め、戒律を守って方生に努めたというのである。死にあたって火葬するなど遺言を残し、遺言のままに蘇生してよいよ三宝に帰依したくだりが続くが、今は省略する。

後者では、河内国更荒郡馬甘の里の女が登場する。桑の木にのぼって葉を摘んでいた女子が蛇に犯されたが、薬師の調剤した薬でかろうじて妊娠の憂き目からまぬかれた。三輪山の神大物主と倭迹迹日百襲姫との神婚（崇神紀十年の条）のように、始原は神である蛇と神女との交渉を語る異類婚であろうが、神としての蛇はすっかり落魄してしまい、ただおぞましいだけの事件となっている。招聘された薬師は、黍の藁を焼いて湯に入れ、それを煮つめて墮胎のための薬剤を調合し、それを女子の胎内に注ぎ込む施療をおこなっている<sup>(6)</sup>。

この二話に共通するのは、摂津国東生郡撫凹村の某も河内国更荒郡馬甘の女子も、ともに富裕層であって、医療を尽くし卜占をつくすことができる人びとであることであろう。先に述べたように、光明皇后に代表されるような奇妙な貴族たち、あるいは私度僧を含む僧尼たちが、福田思想に則った利他行として施療を行なっていたものの、その一方では、次第にインフレ傾向を見せはじめた消費社会で、金銭のありなしで大いに左右されるサービス産業のひとつとして、医療が行なわれていたとみてよいであろう。稿の冒頭にあげた養老元年の記事は、僧尼の統制の強化をねらった施策であるが、記事の処々から透けて見えるのは、経呪と薬湯をたずさえた薬師や僧尼たちが乞われるままに、あるいは治療という商いをもっぱらとして、いわば病から病へと移動する姿であろうか。さまざまな病が、貨幣の流通と経済がようやく定着した平城京で商品化されていく——こうした環境のなかで、憶良もまた十年あまりの長患いの歳月ののちに、もはやぬきさしならぬ病をかかえていたのである。

『医疾令』には、「凡そ五位以上疾患せば、並に奏聞せよ。医を遣りて療すこと為よ。仍りて病を量りて薬給へ。致仕の者も亦此に准へよ」とあり、憶良も典薬寮の医師たちによる施療の機会を与えられていたであろう。筑前国守時代には、大宰府政庁に二名の医師がおり、朝鮮半島をとおして伝えられるもっとも新しい処方恩恵をうけることもあったにちがいない。とはいえ、生薬の一品一品は廉価であったわけではなく、公の医療機関が憶良の慢性化した疾患にすべて対応してくれたとは考えられない。当然ながら、民間の心得のある者たちの施療も受けたであろう。銭のかかる慢性化した病が、彼のかかえこんだものであったのである<sup>(7)</sup>。

## 2 症状と診断

憶良がつづる自覚症状は、こうである。

四支動かず、百節皆疼き、身体太だ重きこと、猶し鈎石を負ひたるがごとし。〔二十四銖を一兩と為し、十六兩を一斤と為す。三十斤を一鈎と為し、四鈎を一石と為す。合はせて一百二十斤なり。〕布に懸かりて立たむと欲へば、翼折れたる鳥のごとく、杖に倚りて歩まむとすれば、足跛く驢のごとし。吾身已に俗を穿ち、心もまた塵に累ふを以て、禍の伏す所、祟の隠る所を知らむと欲ひ、亀卜の門、巫祝の室、往きて問はぬといふことなし。若しは実にもあれ、若しは妄にもあれ、その教ふる所に随ひて、幣帛を奉り、祈祷らぬといふことなし。然れども弥よ増す苦しびあり、曾て減差ゆといふことなし。……仰ぎ願はくは、五藏を割き削り、百病を抄り探り、膏肓の隙処に尋ね達り、〔肓は膈なり、心の下を膏と為す。之を攻むれども可からず、之に達せども及ばず、薬も至らず。〕二豎の逃れ匿りたるを踵はさむと欲ふ。〔晋の景公疾む、秦の医緩視て還りしは、鬼に殺さると謂ふべしといひしことを謂ふ。〕……〔任徴君曰く、「病は口より入る、故

に君子はその飲食を節す」といふ。斯に由りて言ふに、人の疾病に遇ふは、必に妖鬼にあらず。……  
ここを以て観るに、乃ち知りぬ、我が病は蓋し斯れ飲食の招く所にして、自ら治むること能はぬ  
ものか、と。]

〔沈痾自哀文〕卷5八九七の右)

どうやら憶良は「風」の病で慢性的な関節炎に苦しんでいたらしい。もっとも、「風」病は特定の病名というよりも、「風」を原因とするあらゆる症状の総称であり、その一類である関節炎は大きく分別して、化膿性関節炎、慢性関節リウマチ、膠原病にともなう関節炎、結核性関節炎、変形性関節炎、いわゆる痛風、血友病性関節炎、神経障害性関節症（シャルコー関節）、強直性脊椎炎といわれている。関節軟骨が加齢や荷重によって磨耗したり硬化したりする変形性関節炎は、急性あるいは慢性の関節炎の遠因になる場合もあるという。化膿性関節炎は、ブドウ球菌や連鎖球菌などの病原菌に感染しておきる。血友病性の関節炎は、出血した血液によって関節腔が膨張し、頻繁に出血をくりかえすと血腫が関節に過剰な負担をあたえる。神経障害性の関節症は、糖尿病性ニューロパシー・ハンセン病・脊髄空洞症などによるものと区分されているようである。

憶良の時代に、今日でいう種々の関節疾患がどれほど大別されていたかは明らかではないが、彼の疾患は慢性関節リウマチであったというのが通説となっている<sup>(8)</sup>。慢性関節リウマチの病因は現在でもはっきり解明されておらず、根治治療はなく対症療法が中心となっている。さまざまな免疫異常があることが知られ、関節にとどまらず臓器内部にも障害をもたらすところから、右に掲げた「沈痾自哀文」で、憶良が「四支動かず、百節皆疼き、身体太だ重きこと、猶し鈎石を負ひたるがごとし」とうったえると同時に、「五歳を割き削り、百病を抄り探り」と臓器に言及し、さらに「我が病は蓋し斯れ飲食の招く所」と結論づけようとしていることにも納得がいく。

「初め痾に沈みしより已来、年月稍に多し。〔十余年を経たることを謂ふ。是の時に年七十有四……〕」と、自覚症状をおぼえてから、すでに十年を越えて苦しんでいるという。慢性関節リウマチは、多周期性（二年以上の長い周期で軽快と悪化をくりかえす）、単周期性（発病したのち二年ほど経過し、病状は進行せず寛解する）、漸増悪性（発病しそのまま進行し悪化する）があつて、罹病率はそれぞれ五十パーセント、三五パーセント、一五パーセントの割合で、十年以上の場合にはおよそ三割近い患者で寛解するか好転し、五割の患者で不変であるか悪化するが、重度の障害を残すような症状は一割ほどであるとされている。もともとリウマチの症状を引きおこす因子であるリウマチ因子は、慢性関節性リウマチのみならず膠原病の患者からも検出され、健全者でも二パーセントから五パーセントほどは検出されるという。とすれば、おそらく憶良の場合は単周期性のリウマチではなく、多周期性か漸増悪性のそれであろう。

それでは憶良はどのような症状をかかえて、この十年ほどを暮らしてきたのであろうか。「沈痾自哀文」をつづっているのは天平五年（733）であり、さかのぼること十年といえば養老七年（723）で、この年の七夕には憶良は皇太子の「令」に応じて「天の川相向き立ちて我が恋ひし君来ますなり紐解き設けな 一に云ふ、川に向かひて」（卷8一五一八）をうたっている<sup>(9)</sup>。養老五年正月には長屋王が右大臣として就任し、この長屋王の方策によって、憶良は風流侍従のひとりである佐為王を筆頭とする伊部王・紀男人・日下部老・山田三方ら一五名とともに、東宮侍講を命じられている。神亀元年七月七日には、長屋王の佐保楼での七夕の宴にあつたことが知られ（卷8一五一九）、神亀三年頃には筑前国守として筑紫に西下しているから、東宮や長屋王を中心とする文雅の門に出入りしていたことであろう。こうした憶良が、起床直後に指や手足の曲げ伸ばし時に、痛みはなくとも違和感（ぎこちなさやこわばり）を覚えていたのであれば、それがその後ずっと彼を苦しめることになる慢性関節リウマチの発病であったことになろう。

症状の進化度（病期・stage）は、X線所見などから病期Ⅰ（初期）からⅣ（末期）の四期に区分して診断される。八世紀の平城に生きていた憶良の診断に、X線所見などあるはずもないが、参考で紹介すれば次のようになる。ステージⅠでは、軽い骨粗鬆症が見られるものの、筋萎縮や関節の破壊・変形も関節の強直（硬直・関節が変形して自由に動かすことができない障害）や拘縮（筋萎縮などによって関節を自由に動かすことができない障害）もない。ステージⅡでは、骨粗鬆症があり、軽い軟骨の破壊による変形が見られ、関節周辺には筋萎縮が見られるものの、関節自体の変形や強直はない。ステージⅢでは、骨粗鬆症が見られ軟骨破壊による変形や広範囲にわたる筋萎縮、さらに亜脱臼や尺側偏位や過屈伸が生じる。ステージⅣでは、ステージⅢで見られる諸症状が高度に進行し骨性の強直が見られるという。こうしてみると、先に引用した「布に懸かりて立たむと欲へば、翼折れたる鳥のごとく、杖に倚りて歩まむとすれば、足跛く驢のごとし」とは、まさに高度に進行した関節性のリウマチの症状そのものではないか。

先にふれたように、慢性関節リウマチには根治療法は見つかっておらず、症状に応じた対処療法であって、基本的な衣食住での基礎療法、運動や温熱効果を生かした理学療法、服薬による薬物療法、それに関節の破壊や変形に応じた切除や癒合による外科的療法があるという。薬物はアスピリン・ベンジダミンなど酸性や塩基性の非ステロイド系抗炎症剤、非ステロイド系ではじゅうぶんな効果が期待できない場合の金剤やD-ペニシラミン、炎症を一時的におさえる作用をもつステロイド系まで、いずれも多かれ少なかれ副作用があることから、経口剤・座剤・外用剤・注射剤と、病状や緊急度に対応して使い分けられている。

こうした薬剤とは別に、注目される薬剤としてレミケード・エンブレム・ヒューメラなど、生物学的製剤がある。生物学的製剤は生物そのものから生産される物質を利用したもので、腫れた関節に作用して症状を抑えるといわれている。外科的療法は滑膜切除といった予防的な手術から変形した関節の形成や人工関節の置換術など機能再建のための手術まで、さまざまである。かの憶良が中国のいにしへの聖医を紹介しながら、紹介する榆柎・扁鵲・華他（華陀）・秦の和と緩・葛稚川（葛洪）・陶隱居・張仲景のうち、次のように扁鵲と華他に自注を施しているのに注目されよう。

扁鵲、姓は秦、字は越人、渤海郡の人なり。胸を割き心を探り、易へて置き、投ぐるに神薬を以てすれば、即ち寤めて平なるがごとし。華他、字は元化、沛国の譙の人なり。若し病の結積沈重したるが内にある者あれば、腸を刳りて病を取り、縫復して膏を摩ること、四五日にして差ゆ。

詳しくは旧稿で述べたが、扁鵲と華他<sup>(10)</sup>の両人が、外科的治療に長じていたことをもって強調しているところからみても、現代医学の診断からいえば、憶良の手足はもはや機能再建を必要とするほどに、変形していたのかもしれない。もしそうであれば、もちろん関節リウマチは、関節の痛みや変形だけではなく、全身が消耗する疾病でもあるから、日常の生活を過ごすのにもさまざまな不自由を、憶良は強いられていたであろう。

### 3 処方箋Ⅰ

憶良が病の治療に専念しようとする場合、大まかに区分すれば、まずは官僚たちの医療を担当し医療関係の職員教育を行なう典薬寮の構成に見られるような、医学・鍼<sup>(11)</sup>・按摩・呪禁・薬学による治療が主であったであろう。医師・鍼師・按摩師・呪禁師・薬師のうち、医博士は正七位下、医師は従七位下、鍼博士は従七位下、鍼師は正八位上、按摩博士は正八位下、按摩師は従八位上、呪禁博士は従七位上、呪禁師は正八位上、薬園師は正八位上となっている。医博士はともかくも、呪禁博士の官位

が医博士の次、鍼・按摩博士よりも上位であるところに、当時の医学の特徴が見えている。

呪禁は杖刀を用い、呪文を唱えて邪気をはらい、病災を防ぐ道教系の方術をいうのであろう。憶良は「沈痾自哀文」で「吾身已に俗を穿ち、心もまた塵に累ふを以て、禍の伏す所、祟の隠る所を知らむと欲ひ、亀卜の門、巫祝の室、往きて問はぬといふことなし。若しは実にもあれ、若しは妄にもあれ、その教ふる所に随ひて、幣帛を奉り、祈祷らぬといふことなし」と書くように、信憑性さえ不確かな「亀卜の門」「巫祝の室」に出入りしていたという。あるいは「百神を敬重し、夜として欠くることありといふこと鮮し〔天地の諸の神等を敬拝することを謂ふ〕」ともいうから、典薬寮所属の呪禁師の派遣によるものではなく、都のそこので淫祀していた巫祝らの施療であろう。憶良が頼みとした「亀卜の門、巫祝の室」での呪禁による施療がどのようなものであったかは、旧稿にゆずり割愛するが、呪禁師たちが呪詞と呪技をほしいままにし、「百神」の包圍陣によって邪気を追い詰め、やがて戸外へと追い立てていくさまがあったろうことは想像される。そうしたいかめしい呪言と呪技は、おそらく患者たちにとって頼もしいかざりであったであろう。

それでは医師・薬園師たちは、憶良の病にどのような治療をほどこしてくれたであろうか。『医疾令』には医生や針生が学習すべき授業ごとのテキストをかかげ、

医針の生は、各経を分ちて業受けよ。医生は、甲乙、脈経、本草習へ。兼ねて小品、集驗等の方習へ。針生は、素問、黄帝針経、明堂、脈決習へ。兼ねて流注、偃側等の図、赤烏神針等の経習へ。

と履修課程をもうけている。晋の皇甫謐撰で『黄帝内经』の一本といわれる『甲乙経』（黄帝三部<sup>(13)</sup>経）、西晋の王叔和撰の『脈経』、梁の陶弘景の『神農本草経』、唐の陳延之撰で湯薬などの治療法を記した『小品方』、北周の姚僧坦撰の経方書『集驗方』、隋（宋・齊ともいう）の全元起が注をくわえた『黄帝素問経』、今日の『靈枢経』ではないかとされる『黄帝針経』、鍼灸の医書である『黄帝明堂経』、晋の王叔和が注をくわえた『黄帝脈決』、鍼灸の経路に関係する書と思われる『黄帝流注脈経』や人体の経路を描いた図譜と思われる『偃側図』、それに隋の張子存撰の鍼灸書と思われる『赤烏神針経』などが、医師や鍼師らになるための重要なテキストとなっている。

こうした医療知識と技術の恩恵を、かの憶良もこうむったものと思われるが、いますこし憶良がQOL（Quality of life）の向上を図るために服用した薬の処方箋を想定することはできないであろうか。まず丹波康頼が唐以前の医薬書から採録し編纂した『医心方』を参考にしながら、さぐってみよう。『医心方』は主に隋の単元方の『病源候論』に拠っている。憶良の病状はすでに述べたように、もっとも顕著な疾患は「四支動かず、百節皆疼き、身体太だ重きこと、猶し鈎石を負ひたるがごとし。……布に懸かりて立たむと欲へば、翼折れたる鳥のごとく、杖に倚りて歩まむとすれば、足跋く驢のごとし」というわけで、ひとことでいえば「風」の病と診断してよいであろう。『医心方』「風病証候第一」では、『黄帝太素経』から「風は百病の長なり。其の変化して他病を為すに至れるは、常方無し、と」を引用し、「風」はあらゆる疾病（六病邪＝風・寒・暑・湿・燥・火）の頂点にあるものであって、それがさまざまに変化してほかの病の原因になるので決まった治療法はないと断言している。同じく『素問経』からも「千病、万病、風に非ざる病は無し」を引用している。『医疾令』にも記載されているテキスト『小品方』（陳延之の撰）から、「風」の症状を摘記すれば、こうである。

説に曰く、風は四時五行の気なり。八方に分かれ布き、十二の月に順ひて、三百六十日に終ふ。

各の時を以て、其の脚に従ひ来たるを、正風と為す。天地に在りて五行と為り、人に在りては五臓の気と為るなり。万物生成の順ふ所なり。毒厲の気に非ざるなり。人、当に過ぐるとき之に触るるに、其の気に勝へざれば、乃ち之にて病むのみ。病むと雖も、然るは自から瘡ゆる者有るな

り。治を加ふるときは、則ち癒え易し。其の風、時に非ざるに至る者は、則ち、毒風と為るなり。治せざれば、則ち、自ら瘥ゆること能はず。今、則ち、其の証を列すること、左の如し。

『小品方』によれば、「風」は四季それぞれの五行の気であって、八方に分かれて広がり、十二ヶ月の順にしたがってめぐり、三六〇日で一年を終える。それぞれの時期にそれぞれの季節を担当する長官にしたがってくるのを「正風」といい、天地の間にあっては「五行」となり、人にあっては「五臓」の気となるのであって、それ自体は「毒厲の気」（猛毒の瘴癘の気）ではない。この「風」が通過するときに触れた場合、気に耐えられない者は病にかかるものの、自然に癒える者もいる。施療すればさらに癒えやすい。しかしながら、「風」が時候に即せず吹いた場合には毒風となり、自然に治癒することは決してありえない。これが『小品方』のいう「風」の定義で、さらに具体的な症状を春夏秋冬にわたって解説している。いまは春の症状のみを引用する。

春は甲乙。木。東方の清風なり。之に傷るは、肝風を為す。頭、頸、肝俞の中に入りて、病を為すなり。汗多く、風を悪み、喜怒り、両脇痛み、悪血内に在り。飲食下らず肢節、時に腫れ、顔色蒼茫たり。噎乾き勩がり、衄あゆ。

春は五行では木気、方角は東方、清風（東風）が吹く。この「風」にあたってからだを損ねた場合には、「肝風」に罹る。「肝風」は頭や頸などに入って、多汗・悪寒・激しい感情の起伏・両脇の痛み・悪血などの症状のほか、からだが飲食物を受けつけない、手足の関節に痛みがあったり腫れたりする、顔色がすぐれない、のどが渇く、鼻がつまる、鼻血が出るといった症状が見られるという。つづけて、夏の湯風によってからだを損なった場合に罹る「心風」、仲夏の盪風によってからだを損なった場合に罹る「脾風」、秋の涼風によってからだをそこなった場合の「肺風」、冬の寒風によってからだを損なった場合に罹る「腎風」、それぞれによって生じる病が解説されている。

さらに春夏秋冬とともに東西南北の「風」は八方にも分類され、東北の「条風」（凶風）、東方の「明庶風」（嬰兒風）、東南方の「清明風」（弱風）、南方の「景風」（大弱風）、中央の「景風」、西南方の「涼風」（謀風）、西方の「閭闔風」（剛風）、西北方の「不周風」（折風）、北方の「広莫風」（大剛風）があり、これらが時候の秩序にしたがって吹き、万物を育むときは病に罹ることもすくないが、秩序を逸した場合には「虚邪」となって、大いにからだを損なうことになる。

こうして四季折々の「風」に注意しなければならないが、そのみならず『小品方』は、日常の細かな行動にも気を配る必要があることを記している。やや憶良の生活に引き寄せて一例を引用してみよう。

酔に因りて風を取れば、漏風を為す。其の状、風を悪み、汗多く、気少なくして口乾渴す。衣を近づければ、則ち、身熱きこと、火もて焼くが如し。食に臨みて、則ち汗を流すこと雨の如く、骨節、解惰し、自ら営むを欲せず。

酔って風邪をひくと「漏風」になり、多汗・口の渇き・発熱などとともに虚脱感や関節の痛みを生じるというのである。酒はそれ自体は薬であり薬効を高めるための薬剤であるが、酒気をおびた身体は病に冒されやすい状態でもある。

それでは、「風」に冒された諸症状に対して、どのような治療をほどこせばよいのであろうか。『医心方』「治一切風病方 第二」は、『耆婆方』・『小品方』・『范汪方』・『極要方』・『録驗方』（古今録驗方）・『雜酒方』の六文献から抄録して、「風」の病全体に用いるべき漢方の調剤をかけている。耆婆（ジーバカ）菩薩は釈迦時代の名医で、かの扁鵲とともに著名で、『耆婆脈決積羅注』・『耆婆脈決経』・『耆婆五藏経』・『耆婆要用法』・『耆婆八十四問』・『耆婆茯苓散方』・『耆婆所述仙人命論方』などが漢訳されている。『耆婆方』による「日月散方」の処方箋は、次のように



なっている。

一切の風病を治する日月散方

秦膠 八分 独括 八分

二味を切り、搗き篩ひて散と為し、酒を以て一方寸七を、日に二還、服せよ。四時、之に遂がひ、四季に作りて之を服せ。春は散、夏は湯、秋は丸、冬は酒。四季に煎じて膏とす。

「秦膠」(秦艽)はリンドウ科のツガリグサ、「独活」はウコギ科の多年草であるウドの根やセリ科の多年草である牛尾独活の根。「秦膠」は血気の滞留によるさまざまな症状を治療する薬効があり、「独活」は鎮痛・鎮痙などへの効能がある。これらを粉末にし酒にまぜて一日二回を服用、春は粉末剤で、夏は薬湯にして、秋は丸薬で、冬は薬酒で、一年中服用するという。また煎じて膏薬にして患部に貼っても効果がある。

別方では、老若男女の総合薬をあげている。

男女、老小の一切の風病を治するに、風を病むの状、頭重く痛み、眼闇く、四肢沈重して拳がらず、随はず、頭悶、心悶、煩躁し、手足疼痛して腫るる気あり。多食する能はず、嘔怒し、憂思し、健忘し、夢多く、悟むるも昏々として、只、臥して睡むらんと欲す。起くるに嬾く、面目、色を失ふ。房事転た弱く、漸に自ら瘦せ、労働すること能はず。労働すれば、万病即ち発するを、並べて主るの方なり。

人參、白鮮、防風、防已、芎藭、秦膠、独活、老い小ききひと各一兩、少く壯なるひと二兩。右の七味を切り、水一斗二升を以て煮て二升を取り、分ちて六たびに服する<sup>(16)</sup>を為せ。

ここではまず「風」の病の諸症状を列挙している。頭が重く頸部のだるさ、後頭部にいたる頭痛、視力の衰え、四肢が重く動かしにくい、胸部の圧迫感、胸のむかつき、手足の冷えや関節の痛みや腫れ、摂食障害、激しい感情の起伏、もの忘れ、浅い睡眠、睡眠過多、顔色の悪さ、性欲の減退、極度の痩せによる労働障害などなど。こうした症状に対する薬方は、朝鮮人參の根・「白鮮」(ミカン科多年草白鮮の根皮)・「防風」(セリ科の多年草ボウフウの根)・「防已」(ツヅラフジ科の多年草オオツヅラフジの茎と根茎)・「芎藭」(セリ科のオンナカズラの根茎)、それに「秦膠」と「独活」である。「人參」は五臓のはたらきを助け精神を安定させ、視力回復などの効能、「白鮮」は咳逆(喘息など呼吸器障害の諸症状)や四肢の屈伸や歩行障害の主治薬としての効能、「防風」は眩みや全身の関節の疼痛、視覚障害などの主治薬としての効能、「防已」(防己)は鎮痛や利尿の効能、「芎藭」は頭痛や筋肉の痙攣や弛緩などの治療薬であるとともに、婦人病への効能ももっている。こうした七種の材料を刻み煎じつめて、六度にわけて服用するというのである。

同じ薬剤を用いて別の処方もある。

一方に、水六升を以て煮て一升半を取り、分ちて三たびに服す。之を服し、相去ること十里。分ちて六たび服するときは、相去ること三十里とす。勤へ了りて相悪すること無くし、宜しく久しく之を服せば、延年、益智、聡慧なるべし。湯を服し訖らば、散、方寸七を酒もて服せよ。酒三斗に之を一宿漬し、少々之を飲め。煎じて少々之を服せよ。蜜に和て丸と為し、服せ。丸は大豆如りを、一たびに十四丸を服せ。並べて酒を用ゐて之を服せよ。其の分兩は、一に前法に依れ。恒に四時に逐ひ、常に合はせて服せば、人をして万病を生ぜざらしむ。

「相悪」にならないように注意書きがあるが、これは薬剤の相性で同時に服用することで薬効が相殺される場合をいうもので、四時の服薬の節度(冬は丸薬、夏は湯薬、春秋は散薬)とともに、「相悪」は注意すべきことがらである。

#### 4 処方箋Ⅱ

憶良の場合は、ことに身体の部分的な麻痺や関節の痛みがあろう。「風」による麻痺にはどのような薬を処方すればよいであろうか。そもそも麻痺とは何か。『医心方』「治偏風方 第三」では『病原論』から引用しながら、麻痺について次のように定義している。

病原論に云ふ。偏風と云ふは、風邪の偏りて、身の一辺に寄りたるなり。人体に偏虚の有るときは、風邪、虚に乗じて之を傷るが故に、偏風を為すなり。其の状、或は痛痒を知らず。或は緩く、或は縦し。或は痺痛するが是れなり、と。

「偏風」（身体の麻痺）というのは、風邪（邪風）が身体の一部にかたよって滞留したもので、その症状としては痛みやかゆみを自覚することがない、四肢が麻痺して動かせない、足腰が立たないなどの症状があるという。風痺・骨痺・脈痺・肌痺・皮痺に分類されるであろう。こうした症状への処方として、『千手観音治病合薬経』には「一辺に偏風して耳鼻通ぜず、手脚の随はざる者は、胡麻油を取りて青木香を煎じ、呪すること三七遍、身上を摩拭せよ。永く瘥ゆ」と、「青木香」（ウマノスズクサ科の多年草ウマノスズクサの根＝馬兜鈴、あるいは菜香）を煎じて、「呪」（千手千眼菩薩広大円満無礙大悲心陀羅尼經）を唱えてから、体を摩擦して拭けばよいと記している。「馬兜鈴」は血圧を下げ、解毒・消腫の効能があり、腸炎・下痢・皮膚の掻痒などに用いられ、「菜香」は健胃・止痛の効能があり、腹痛・慢性胃腸炎・消化不良・気管支炎の主治剤である。これが「呪」とともに用いられるとき、身体の麻痺を治す効能を発揮するということに、呪禁師が活躍する古代医学の面白みがある。

『千金方（千金備急要方）』（孫思邈の撰）には、「鼠壤土」を蒸して袋に入れ麻痺した患部を摩擦する、また「蚕沙」を蒸し練絹の袋三枚に各七升ずつ入れ患部を摩擦するとよいという。「鼠壤土」は鼠が穴を掘るために周囲に撒き散らした土、「蚕沙」は蚕の糞。五行に則った温湿布による施療を説明したものであるが、実際にどのような効果があるかはわからない。かさねて鍼灸による施療もあって、「風池、肩髃、曲池、陽陵泉、巨虚下廉等の穴に灸せよ」と述べている。「風池」は後頭部の生え際のくぼみのツボ、「肩髃」は上腕骨と肩峰の間にあるツボ、「曲池」は肘の外輔骨の間にあるツボ、「陽陵泉」は膝の脛骨の外側にあるくぼみのツボ、「巨虚下廉」はこれも脛骨のツボである。こうしたツボを刺激することで、それぞれ頭痛・発熱・首の筋肉のこわばり・眩み・涙腺の過敏・歯痛・腰痛・背中の痛み・中風・不眠・耳の疾患（以上は「風池」）、半身不随・風疹・肩や腕の痛み（以上は「肩髃」）、肘や手の腫れや痛み・半身不随・瘰癧・じんま疹・月経不通（以上は「曲池」）、体側や肋骨部の痛み・膝の腫れや痛み・脚気・顔面浮腫、大腿部のこわばり・便秘（以上は「陽陵泉」）、四肢の麻痺・てんかん・胃熱・腹痛など（以上は「巨虚下廉」）を治療することができる。こうしてみると、かの憶良が、鍼灸の心得のある者にもっばらこうしたツボを刺激してもらうことも、一度や二度ではなかったであろう。

さらに「風」に侵されて四肢の屈伸に不便をきたしていた憶良には、次のような治療も想定できる。「風にして四肢拘攣し、屈伸を得ざるは、体虚して腠理開けば、風邪、筋に在るに由るが故なり」（『病原論』、『医心方』「治中風四肢不屈伸方 第十五」所引）、すなわち体内に侵入した風邪が筋に滞留することで手足が引き攣る症状で、『小品方』には張仲景の「三黄湯」の処方がある。

張仲景の三黄湯は、風に中りて手足拘攣し、百節疼煩し、発作して心乱れ、寒を悪み、日を引きて飲食を欲せざるを治する秘方。

麻黄五分 節を去く 独活五分 細辛一分 黄耆二分 黄芩三分

五物凡てを、水五升を以て煮て、二升を取り、再びに分ちて服せよ。一たび服せば、即ち小しき汗出ゆ。兩服にて大汗出え、即ち癒ゆ、と。

張仲景といえ、憶良自身「沈痾自哀文」中、楡拊・扁鵲・秦の和緩らとともに、いにしえの名医として名をかかげている人物である。周知のとおり『傷寒論』の著者として有名であるが、最古の臨床医学の書といわれる『金匱要略』をまとめている（『金匱要略』について詳しくは後述する）。「麻黄」はマオウ科の常緑小低木で、主成分としてエフェドリンを含むところから、もっぱら茎を煎じて鎮咳去痰として処方される。「細辛」は一般にケイリンサイシンをいうが、その近似種であるウスバサイシン・オクエゾサイシンも用いられる。根や根茎を煎じると、鎮咳・発熱・胸の痛みなどに効能がある。生薬として特有の辛味があって「細辛」という。「黄耆」はマメ科のモウコオウギの根で、止汗・利尿・消腫・強壯の効能がある。最後の「黄芩」はシソ科コガネバナの根。これは解熱・消炎・止瀉の効能をもって用いられている。こうした五種類の薬剤を煎じ煮つめたものを採取し、二回に分けて服用するように指示しているが、一回あたり一升（現在でいう四合か）ほども飲まねばならず、それほど楽な薬ではない。薬剤の副作用といえ、たくさんの汗をかくくらいであり、その発汗で手足の引き攣りやの節ぶしの疼き、精神の乱れや悪寒に効くというから、安心して試みることもできるであろう。

同じ手足の引き攣りの症状に、『葛氏方』では三種類の処方を記している。

(1)骨節疼痛し、屈伸を得ず、之を延ぶれば則ち痛み、短気し、自ら汗出え、或は腫れんと欲するが若き者の方。

附子二両 桂四両 朮三両 甘草二両

水六升もて煮て三升を取り、三たびに分ちて服せば、汗出でて癒ゆ。

(2)又云ふ、手足の随はざるが若き者の方。

青布を取りて焼き、烟を口の小さき器の中に作し、痛き処を燻ぶれば佳し、と。

(3)豉三升を水九升をもて煮て、三升を取り三たびに分ちて服せよ。

「附子」は広く知られるように、採取したトリカブトの塊根や支根を乾燥させた生薬で、大きいものは「烏頭」。主成分はアコニチンと呼ばれ、中枢神経毒があるが、処方によっては鎮痛・胃腸機能の亢進・代謝の亢進の効能を発揮する。「桂」はクスノキ科の常緑樹で、桂皮・桂枝は芳香性の健胃薬の主成分として今日でも用いられている。「朮」はキク科の多年草オオバナオケラ（白朮）、ホソバオケラ（蒼朮）<sup>(17)</sup>をいう。風寒・湿痺・除熱・止汗の主治剤。「甘草」はマメ科の多年草で、根は赤褐色で独特な甘味があり、「甘根」「甘草」と称して鎮痛・鎮咳剤として用いられている。こうした薬剤を煎じて服用する。

前後するが、(3)の「豉」は黒大豆を発酵させて乾燥させたもので「淡豆豉」。日本では、納豆で代用するという。『医心方』所引の「雑酒方」<sup>(18)</sup>に、一切の「風」病を治す薬酒として「独活 五両、黒大豆 三升 熬りて無音にせしむ。二物凡てを酒一斗を以て之を漬し、五日にて始めて日に三たび服せ。多少は意に任せよ。但し、大豆は之を漬すこと二日にて出し、去けよ」とあり、黒大豆はそのまま薬剤である。平城京出土の木簡に、

武蔵国男衾郡余戸里大贄豉一斗 天平十八年十一月

武蔵国秩父郡大贄豉一斗 (表) 天平十九年(裏)

といった記載が見える。『和名抄』(塩梅類)に「豉 積名云豉是義反和名久木 五味調和者也」といい、塩や醬(醬油に似たもの)などととも調味料となっているが、末醬(味噌に似たもの)の一・五倍から三倍の値段であり、高価な調味料でもあったらしい<sup>(19)</sup>。蒸した大豆に麦こがしと麴をくわえて

発酵させ、塩水に漬けて熟成させ香辛料で味付けをしたあと乾燥させた、今日いうところの浜納豆に似た食品であろう。ここでは、こうした「豉」を煮出した汁の服用が、骨や関節の痛みや身体の屈伸障害の症状に効果をもつというのである。

興味を引かれるのは、(2)の「青布」を焼いた煙で痛むところを燻して治療するというもの。「青布」は藍で染めた布で、いわゆる五行相克に則った施療をいうのであろうが、先に述べた「鼠壤土」や「蚕沙」の場合と同じように、どの程度の効果が期待できるか、確かなところはわからない。

## 5 処方箋Ⅲ

ここまで『医心方』所引の諸書によりながら、憶良の症状を緩和してくれそうな処方を探ってみたが、さらに張仲景の『金匱要略』（『金匱要略方論』とも）に眼をうつしてみよう。『金匱要略』は、もと『金匱玉函方』または『傷寒雜病論』と題されていたものから、晋の王叔和が六編に編んで『傷寒論』とし、さらに宋の林億が抄出し編纂なおしたものである。今日もこの一書からの方剤は有名で、風邪の常備薬ともいわれている『葛根湯』は、「瘧濕臈 第二」の「葛根湯方」に「葛根四兩、麻黄三兩 節を去けよ、桂二兩 皮を去けよ、芍薬二兩、甘草二兩 炙る、生姜三兩、大棗十二枚。……」が見えている。こうした『金匱要略』から、憶良の症状に合いそうな処方にあれば、「麻黄加朮湯方」による配合が考えられようか。「麻黄加朮湯方」（『金匱要略』「瘧濕臈 第二」）は、

麻黄三兩 節を去けよ 桂枝二兩 皮を去けよ 甘草二兩 炙る 杏仁七十箇 皮尖を去けよ  
白朮四兩

で、これは「麻黄湯方」の薬剤に「白朮」（オオバナオケラの根茎）をくわえたもの。「杏仁」は杏子の種を乾したもので、「麻黄」と同じように鎮咳や去痰の薬効がある。「甘草」は諸薬の効能を緩和する。こうして配合された「麻黄加朮湯」は、頭痛・発熱に効くとともに全身の痛み、ことに腰や関節の痛みを和らげてくれそうである。まず「麻黄」を水九升で煮て七升まで煮つめ、浮き上がった泡沫をすくって取り除き、残りの薬剤を入れて二升半まで煮つめ、滓を取り去る。温めて八合を服用すると良い。

同じように「朮」をくわえた「越婢加朮湯方」（『金匱要略』「水気病脈証并治 第十四」）も、憶良が持薬としていた薬剤の選択肢のなかにあっただけであろう。

麻黄六兩 石膏半斤 生姜三兩 大棗十五枚 甘草二兩

を配合した生薬が「越婢湯」である。この薬剤中「石膏」は含水硫酸カルシウム鉱石で、消炎・鎮痛・解熱の効果がある。性質が辛寒であるところから、これでもって壅熱をさげる。また「生姜」は健胃・鎮嘔の効能があり、性質が辛温。「麻黄」や「石膏」の効能を補益するために配合されている。「大棗」はクロウメモドキ科のナツメの成熟果実を乾燥させたもので、胃腸障害の調整・風寒からくる痺れや痛み・鎮咳に薬効を発するが、薬性の緩和剤としても用いられている。

『金匱要略』には、重ねて「悪風は附子一枚を炮じ加へ、風水には朮四兩を加へよ」とあり、「衛陽虚」であるときには炙った「附子」を、「脾虚」（脾臓の抵抗力が弱っている症状をいう）であるときには健脾利水の「白朮」をくわえるように指示している。「朮四兩」をくわえた後者が「越婢加朮湯」。その調剤方は「麻黄加朮湯」とほぼ同じ。まず「麻黄」を水六升で煮て泡沫を捨て、これに残った薬剤を入れて煮つめたものを温めて服用する。『金匱要略』では「越婢加朮湯方」に「風水、風急し、一身悉く腫れ、脈浮にして渴せず、続きて自汗出で大熱無きは、越婢湯これを主る」といい、「越婢加朮湯方」に「裏水は越婢加朮湯これを主り、甘草麻黄湯またこれを主る」と述べている。解

熱・利尿作用を促進して全身の浮腫を治療し痛みを和らげることになる。

こうした「越婢加朮湯」を服用しても効果が見られない、慢性化した四肢の関節や筋肉の痛みといった重い症状に対処するためには、「薏苡仁」「当帰」「白朮」「麻黄」「肉桂」「炙甘草」「蒼朮」「生姜」を配合した「薏苡仁湯」がある。これは次に紹介する「桂枝芍薬知母湯」のように「附子」を用いた場合以外に効果があるといわれている。「薏苡仁」はいわゆる鳩麦で、利尿・健胃剤として広く用いられている。「当帰」はセリ科トウキで、今日では根頭部分を「帰頭」、主根部分を「帰身」、支根を「帰尾」あるいは「当帰鬚」と区分して処方されている。「当帰芍薬散」（『金匱要略』「婦人妊娠病脈弁治 第二十」）が月経痛・月経不順・産前産後あるいは流産による障害・更年期障害など、もっぱら女性の要薬として血の道に用いられているように、「当帰」は血液循環に効能をもっている。ただし、「薏苡仁湯方」は明代の皇甫中が撰であって、憶良の生きていた時代にはこの処方はまだない。

次第に症状が進み、いささかやっかいな状態になった場合、麻痺した四肢の痛みを緩和するためには、「附子」をくわえた「桂枝芍薬知母湯」（『中風歴節病脈証弁治 第五』）がよいかもしれない。

桂枝四両 芍薬三両 甘草二両 麻黄二両 生姜五両 白朮五両 知母四両 防風四両 附子二両 炮る

「知母」はユリ科ハマスゲの根茎。解熱・血糖降下・抗消化性潰瘍など、「防風」はセリ科ボウフウの根を乾燥させた生薬で、抗炎・血圧降下・免疫賦活（免疫作用の活発化）・抗消化性潰瘍などの効能をもつ。この「桂枝芍薬知母湯」は慢性的で激しい関節の痛みや腫脹・変形に効果があり、七升の水で二升に煮つめ温めて日に七合を三度服用するという。

ずっと後代になるが、長期にわたって慢性化し、関節が硬直して歩行困難な場合で、局所の治療だけでなく全身の改善をねらって処方されるものとして、「大防風湯」がある。これは「鶴膝風」「膝游風」「鶴節」「膝眼風」「膝傷」「鼓槌風」などとよばれ、病後に下肢が痩せ引き攣って屈伸ができないばかりでなく、膝の関節が腫大してしまう歴節風に効果があるといわれている。虚弱体質で、ほかの処方では改善が見られないときに用いられる。

「地黄」「防風」「杜仲」「当帰」「芍薬」「蒼朮」「黄耆」「川芎」「羌活」「牛膝」「人參」「甘草」「大棗」「附子」「乾姜」といった多種の生薬を配合する。これまでの処方で登場しなかったものは、以下のとおり。「地黄」はゴマノハグサ科の多年草の根茎。補血・強壯・血糖値降下などの効能がある。「杜仲」はトチュウ科の落葉高木の乾燥樹皮をいう。樹皮は白色の乳液を含み、強壯作用がある。「川芎」は先にあげた「芎藭」の異名で、頭痛・強壯のほか鎮静作用がある。「羌活」は「独活」の若根。「牛膝」はヒユ科の多年草で、ヒナタイノコズチの根をいう。果実は苞にとげがあり衣類に付着するところから、コマノヒザフレ、フシダカという和名もある。利尿・強壯や通経の生薬として用いられている。時に痛みがひどい場合には、鎮痛作用をなす「附子」の分量を増やすことになる。

北宋の陳師文の撰『太平惠民和劑局方』に処方されているのが、今日いうところの「大防風湯」であるが、これと処方異なるものの、唐代の孫思邈の著した『千金方』にすでに「防風湯」の処方があり、類似した処方に憶良がふれていた可能性もあろう。

## 6 末期の処方箋

慢性関節リウマチの症状に応じた、処方の幾種類かを掲げてみたが、もとより上述した薬方に限定されるわけではない。中医では「虚」と「実」の実際によって、同じ薬方であっても個々の生薬の分量の増減をはかるのが常である。「虚証」とは、体内の気が抵抗するだけの能力に欠け、生理機能の減

退が見られるといった兆候をいい、具体的には精神がふるわない・顔色が悪い・だるさ・動悸や息切れなどが症状として現われる。これに対して「実証」とは、病気も旺盛であるがそれに対して治癒しようとする生理機能も旺盛であるときに見られる兆候をいう。一見すれば「実証」をもって可と思われるが、ただ「実」であればよいというのではなく、過剰な「実」はそれ自体がまた病的にとらえられている。施療者たちは眼前の実際から処方を書き、<sup>(20)</sup>「虚実」の均衡がはからなければならない。

したがって、これまでに述べてきた憶良の処方箋も、自覚症状をおぼえたであろう養老七年（723）から、もはや慢性化してしまった天平五年（733）までの歳月で、さまざまに変わってきたであろうが、そのみならず、日々のあるいは月々の診断によっても薬剤の匙の加減が変わっていたにちがいない。これまでに述べたところは、すべての生薬を一品も欠けることなく準備することができた場合を想定してみたのであり、憶良が思うがままに医師らの診断を受けて薬を出してもらい、鍼灸の施療をも自由に受けられたとはいえない。たとえば、山地に自生する「当帰」や「芍薬」は自宅の庭に移植し栽培して、単品で自ら処方して服用していたとも考えられる。単品の「当帰」は乾燥根を煎じて酒で煎じて飲めば、鎮咳・中風・腰痛などに効果があり、「芍薬」もリウマチ・筋肉の痙攣・腰痛などの効果があるからである。

右の一首、山上憶良臣の沈痾りし時に、藤原朝臣八束、河辺朝臣東人を使はして疾める状を問はしむ。ここに憶良臣、報ふる語已に畢り、須くありて涕を拭ひ悲しび嘆きて、この歌を口吟ふ。

これは「山上憶良臣、沈痾りし時の歌一首」（巻6九七八）に付された左注である。藤原八束が河辺東人に命じて、憶良の病床を見舞わせたという。八束が当時一九歳の若さであることから、この訪問がどのような事情によるものか、これまでにさまざまな見解が提示されている。なかでも、内舎人の河辺東人が、公的な使者として憶良を見舞ったという説は興味深い。

一に、先に触れもしたように『医疾令』の五位以上の官僚であれば、たとえ致仕の場合でも奏問して、医師の派遣を依頼することができたこと、さらに『公式令』に「凡そ諸王の五位以上、諸臣の三位以上、致仕して身畿内に在らば、季毎に、五位以上は年毎に、並に内舎人をして一たび巡問せしめ、安不を奏聞せよ」、また『職員令』に「中務省、卿一人。掌らむこと、侍従せむ、献り替へむ、礼儀を賛け相かむこと、詔勅の文案を審署し、事を受けて覆奏せむこと、宣旨、労問のこと……」と、勅によって慰労したり（『軍防令』）安否を問うたりする（上掲『公式令』）制度があったこと。一に、天平五年の時期には「労問」の職務を管轄していた中務省の長官である中務卿が、じつは右の記事に登場する八束の父房前であったこと。こうした事情から、河辺東人は公務として派遣されたのであり、その派遣がじつは八束の進言または口添えによるものであろうというのである。

公的な使者であれば、わざわざ無位無官の八束の進言を必要としたとは思われず、また左注が「労問」にひとことも触れていないのも不審である。しかし八束が河辺東人に訪問させたことだけは動かないし、その八束の父の房前が当時中務卿であったことも動かない。訪問の背景の確かなところはわからないが、何らかのかたちで中務卿房前がこの訪問（労問か）に関わっていたとすれば、宮内省の管轄下にある典薬寮とは別の医療機関をこの房前が統括していたことを忘れてはならない。内薬司で

内薬司 正一人。掌らむこと、薬香に供奉せむ、御薬和合せむ事。佑一人。令史一人。侍医四人。掌らむこと、診候ふに供奉せむこと、医薬の事。薬生十人。掌らむこと、諸薬を搗き篩はむこと。使部十人。直丁一人。

典薬寮が一般の官僚を担当していたのに対して、内薬司は天皇・皇后・東宮の診療を担当する役所として設けられている。診療の対象が対象だけに、内薬司の医療に従事する官僚たちは、最先端の医

療の知識と技術を持つ者でなければならなかったはずである。養老五年（721）十月一日の詔勅で内薬司に女医を置くこととなり、翌年十一月七日には女医養成のための博士を就任させている。官戸の女子や婢から三〇名を集めて、内薬司に設置された別院で産婦人科をはじめ、内科・外科の医師たちが教育した。養老の改元が疾病に効果のある霊泉の発見とそれへの関心によることは、稿の冒頭近くに述べたとおりであるが、ここでも医療制度の拡充が国家の問題として実施されたということであろう。こうした内薬司を天平五年時に統括していたのが、かの房前である。

たとえ憶良が病になっても、もちろん内薬司の患者になることなどありえないが、房前そして八東という関係から、典薬寮のみならず内薬司の医師たちのもつ処方情報が、憶良にもたらされていたと想定することも可能ではないか。八東から憶良のもとへ、四肢の痛みを抑え内蔵疾患への治療効能もある処方箋と調剤された生薬のあれこれが届けられたとすれば、左注に「憶良臣、報ふる語已に畢り」と記された「報ふる語」の内容が、やや具体的になってくるようにも思われる。

長年、病に苦しんだ憶良が、その心身を托した最後の処方箋に書かれていた処方とは、いったいどのようなものであったろうか。鎮痛の薬効をもつ附子の量は、甘草の量は、桂皮の量は……。

#### 注

- 1 拙稿「沈痾自哀文論」『山上憶良の研究』。
- 2 こうした霊泉発見の記事は、さかのぼる持統七年（693）十一月十四日条にも「己亥に、沙門法員・善往・真義等を遣して、試に近江国の益須郡の醴泉を飲服ましめたまふ」とある。法員と真義はほかに史料がなく素性は未詳であるが、善往は大宝二年（702）正月に大僧都となった僧である。彼らが醴泉の試飲の役目を与えられたのは、鉱物と薬事に優れた知識をもっていたからであろう。ここでは多度山の「美泉」のような薬効は記されていない。
- 3 引用は石田瑞磨氏『梵網経』（仏典講座14）による。
- 4 福田とは福德を生じる田の意味。「八福田」とは、仏や聖人・僧など尊敬しなければならないものを「敬田」、和尚・阿闍梨・父や母など恩に報いなければならないものを「恩田」、病人・貧者など慈悲・救済の対象となるものを「悲田」という。
- 5 聖武天皇が建立しようと企画したのは、『華嚴経』による毘盧舎那仏であったが、鑑真の教えが『梵網経』に則っていたこともあり、『梵網経』の本尊である盧舎那仏へと変容したといわれる。聖武が五六歳で崩じた天平勝宝八年五月二日以降の仏会では、『華嚴経』ではなく『梵網経』が中心となっている。たとえば、十二月三十日に道祖王・巨勢堺麻呂らを東大寺等に遣わせて、『梵網経』の講師六二人を招聘しているが、その招請文には、「皇帝、敬ひて白す。朕凶閔に遭ひしより、情荼毒より深し。宮車漸く遠くして号慕すれども追ふこと無し。万痛心に纏ひて、千哀骨を貫けり。恒に報徳を思ひて、日夜停むこと無し。聞道らく、『菩薩戒を有つことは梵網経を本とす。功德巍巍として能く逝く者を資く』ときく。仍て六十二部を写して六十二国に説かしめむとす。四月十五日より始めて五月二日に終へしめむ。是を以て、使を差して敬ひて請屈せしむ。願はくは、衆の大徳、摂受を辞すること勿れ。この妙福无上の威力を以て冥路の鸞輿を翼け、花蔵の宝刹に向かしめむと欲ふ。紙に臨みて哀塞す。書、多く云はず」とあり、また翌年天平宝字元年春正月五日には、「来る四月十五日より始めて、五月二日に至るまで、国毎に梵網経を講かしめむ。その今年の安居は、五月三日を以て始とすべし（稿者注一夏講は通常四月十五日から始まるが今年は梵網経講説の終了の翌年から行なえということ）」と詔勅を出している。
- 6 中医古書でもっとも一般的といえる『医心方』によれば、避妊や中絶のくだりはなく（「産婦向坐地法 第二三」）、ここでいう黍を煎じた薬方の記載はないようである。民間では墮胎剤としてもっぱら「牛膝」が用いられている。以下、丹波康頼の撰『医心方』は、横佐知子氏『医心方 全訳精解』による。
- 7 時代をくだるが、菅原道真の「寒早十首」中に「何れの人にか寒気早き、寒は早し薬圃の人、種を弁ず君臣の性、傷に充つ賦役の身、時至らば採ることを知れども、病ひ来りて貧しきことを療さず。一草分銖をだに欠かば、篋決の類なるに勝へ難からむ」。典薬寮の薬草園で働いている者たちでさえ、いくら薬草を採取していても自身自身の病の治療に自由に用いることはできず、たとえわずかに一本の薬草の一分一厘が不足していても、鞭打たれるとうたっている。

- 8 慢性関節リウマチ (rheumatoid arthritis=R A) の認定基準は、朝こわばりがある、三つ以上の関節で押さえたり動かしたりすると痛みがある、二つ以上の関節で炎症による腫脹がある、皮下結節 (リウマトイド結節) が肘や膝などに見られる、血液検査の赤沈で異常が見られたり C R P 検査で陽性である、血液検査でリウマトイド因子が陽性であるといった諸項目のうち、三項目以上に該当した場合が R A と診断される (日本リウマチ学会の基準)。もちろん憶良の時代には血液検査などないから、もっぱら「四支動かず、百節皆疼き」がもっぱら診断の基準であろう。
- 9 左注には「右、養老八年七月七日、令に従ふ」とあって、諸本に異同はない。養老八年二月四日に東宮が即位し神亀と改元されており、厳密に言えば養老八年は誤伝というしかない。憶良が東宮に仕えるのは本文で述べたように養老五年からで、左注の「養老八年」は「養老五年」「養老六年」「養老七年」のいずれかとなろう。書写のうえて「八」にもっとも紛れやすいのは「六」であろう (『代匠記』精撰本) が、真淵の『万葉考』は「養老七年」であろうとしている。
- 10 注 1 の拙論に同じ。
- 11 『職員令』『典藥寮』に、「典藥寮 頭一人。掌らむこと、諸の藥物のこと、疾病療さむこと、及び藥園のこと。助一人。允一人。大属一人。少属一人。医師十人。掌らむこと、諸の疾病療さむこと、及び診候はむこと。医博士一人。掌らむこと、諸の藥方、脈経のこと、医生等に教へ授けむこと。医生四十人。掌らむこと、諸の医療学びむこと。針師五人。掌らむこと、諸の瘡病療さむこと、及び補写せむこと。針博士一人。掌らむこと、針生等教へむこと。針生二十人。掌らむこと、針学びむこと。案摩師二人。掌らむこと、諸の傷れ折れたるを療さむこと。案摩博士一人。掌らむこと、案摩生等教へむこと。案摩生十人。掌らむこと、案摩して諸の傷れ折れたるを療すことを学びむこと。呪禁師二人。掌らむこと、呪禁のこと。呪禁博士一人。掌らむこと、呪禁生教へむこと。呪禁生六人。掌らむこと、呪禁学びむこと。藥園師二人。掌らむこと、藥の性、色目知らむこと、藥園に諸の草藥種々採らむこと、及び藥園生教へむこと。藥園生六人。掌らむこと、諸の藥識ること学びむこと。使部二十人。直丁二人。藥戸。乳戸。」とある。
- 12 劉枝萬氏の労作『中国道教の祭りと信仰』によりながら、当時処々で行なわれていたであろう「収魂法」による治療について、別にくわしく想定して述べた。注 1 に同じ。
- 13 別に「三部鍼灸法」ともいう。
- 14 引用は、『全訳精解』(注 6 に同じ) によるが、訓みや表記を改めたところがある。
- 15 『医心方』卷三「風病篇」「治一切風病方 第二」。『全訳精解』(脚注) による。
- 16 『小品方』によれば、六歳以上を「小」、十八歳以上二十歳未満を「少」、二十歳以上で五十歳未満を「壮」、それ以上を「老」としている。
- 17 ただし本邦では、老いた根を「白朮」、若い根を「蒼朮」と区別して言い分けている。
- 18 『隋書』(経籍志) に「梁有家政方十二卷」とあり、その中の二卷に「雜酒食要方」「雜酒食要法」がある。『全訳精解』(脚注) による。
- 19 関根真隆氏「奈良時代の調味料」『奈良朝食生活の研究』。
- 20 林田正男氏「憶良の『士也母』の論」『万葉集筑紫歌の論』、村山出氏「心は燃えぬ」『大伴旅人 山上憶良』など。くわしくは拙論「憶良の遺命歌」(注 1 拙著に所収) を参照。